

仕 様 書

令和8年度 簡易 LED 情報板購入

令和8年7月

東日本高速道路株式会社

1. 総則.....	1
1-1. 適用の範囲.....	1
1-2. 用語の定義.....	1
1-3. 監督員.....	2
1-4. 提出書類.....	2
1-4-1. 監督員を経由しない提出書類.....	2
1-4-2. 提出書類の様式.....	2
1-5. 検査及び支払.....	2
1-5-1. 納品書.....	2
1-5-2. 納入検査の内容.....	2
1-5-3. 受渡書の提出.....	2
1-5-4. 代金の支払.....	2
1-6. 遅延日数の算定.....	2
1-7. 秘密保持事項.....	2
1-7-1. 目的.....	2
1-7-2. 定義.....	2
1-7-3. 情報の明示.....	3
1-7-4. 目的外の使用の禁止.....	3
1-7-5. 取得の制限.....	3
1-7-6. 適切な管理.....	3
1-7-7. 利用者の制限.....	3
1-7-8. 資料の持ち出しの禁止.....	3
1-7-9. 複写または複製の禁止.....	3
1-7-10. 守秘義務.....	3
1-7-11. 契約期間終了後の取扱い.....	4
1-7-12. 第三者への委託等について.....	4
1-7-13. 調査及び報告.....	4
1-7-14. 事故時の対応.....	4
1-7-15. 事故時の責任分担.....	4
1-8. 疑義等の措置.....	4
2. 調達の細部に関する内容.....	5
2-1. 調達概要.....	5
2-2. 簡易 LED 情報板の仕様.....	5

2-3. クラウド型サービスの条件	5
2-4. 納入場所	6
2-5. 期間	6
2-5-1. 契約期間.....	6
2-5-2. 簡易 LED 情報板納入期限.....	6
2-5-3. クラウド型サービス利用期間及びデータ通信期間.....	6
2-6. 納入に関する事項	6
2-6-1. 納入物.....	6
2-6-2. 納入及び引渡し等.....	7

1. 総則

1-1. 適用の範囲

本仕様書は、東日本高速道路株式会社(以下「発注者」という。)が行う「令和8年度 簡易 LED 情報板」(以下「本調達」という。)に適用するものとし、本調達に係る「購入契約書」(以下「契約書」という。)について統一的な解釈及び運用を図るとともに、本調達に係る必要事項を定め、契約の適正な履行の確保を図るものとする。

1-2. 用語の定義

契約書類に使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「契約書類」とは、契約書第 1 条に規定する契約書及び仕様書等をいう。
- (2) 「仕様書等」とは、仕様書、入札(見積)者に対する指示書及びこれらを補足する書類をいう。また、発注者がその都度提示した変更仕様書若しくは追加仕様書を含むものとする。
- (3) 「監督員」とは、契約書第 3 条第 2 項の規定に基づき、発注者が定め受注者に通知した者をいう。
- (4) 「納入検査」とは、契約書第 9 条第 2 項の規定に基づき、物品の納入を確認するために行う検査をいう。
- (5) 「検査員」とは、契約書第 9 条第 2 項の規定に基づき、「納入検査」を行うために発注者が定めたものをいう。
- (6) 「指示」とは、本調達の監督員(以下「監督員」という)が受注者に対し、本調達の実施上必要な事項について書面により示し、実施させることをいう。
- (7) 「承諾」とは、契約書類で明示した事項について、発注者若しくは監督員又は受注者が書面により同意することをいう。
- (8) 「協議」とは、書面により契約書類の協議事項について、発注者又は監督員と受注者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。
- (9) 「提出」とは、発注者若しくは監督員が受注者に対し、又は受注者が発注者若しくは監督員に対し本調達に係わる書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
- (10) 「提示」とは、監督員が受注者に対し、又は受注者が監督員に対し本調達に係わる書面又はその他の資料を示し、説明することをいう。
- (11) 「報告」とは、受注者が監督員に対し、本調達の実施状況又は結果について、書面により知らせることをいう。
- (12) 「通知」とは、発注者若しくは監督員が受注者に対し、又は受注者が発注者若しくは監督員に対し本調達に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
- (13) 「連絡」とは、監督員が受注者に対し、又は受注者が監督員に対し本調達に関する事項について、口頭、電子メールなどの署名又は押印が不要な手段により知らせることをいう。なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。
- (14) 「書面」とは、手書き、印刷物等の伝達物をいい、発行年月日を記載し、署名又は捺印したものを有効とする。緊急を要する場合は電子メールにより伝達できるものとするが、速やかに有効な書面を作成するものとする。

1-3. 監督員

契約書第 3 条第 1 項に基づく本調達の監督員は、北広島管理事務所長とする。

1-4. 提出書類

1-4-1. 監督員を経由しない提出書類

契約書第 3 条第 6 項に規定する「仕様書等に定めるもの」とは、次の書類をいう。

- (1) 契約書第 2 条の規定による承諾願
- (2) 契約書第 11 条第 1 項の規定による代金の支払いに係る請求書
- (3) 契約書第 13 条第 1 項の規定による第三者による代理受理による承諾願
- (4) 契約書第 28 条第 2 項の規定による遅延利息の請求書
- (5) その他発注者の指定した書類

1-4-2. 提出書類の様式

受注者が発注者に提出する書類の様式が定められていないものは、受注者において様式を定め提出するものとする。ただし、発注者又は監督員がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。

1-5. 検査及び支払

1-5-1. 納品書

受注者は、契約書第 9 条第 1 項に基づき、納入物を納入した場合は、納品書を発注者に通知するものとする。

1-5-2. 納入検査の内容

納入検査は、発注者に納入した納入物を対象として契約書類と対比し、検査員が検査を行うものとする。

1-5-3. 受渡書の提出

受注者は、納入検査に合格し、認定の通知を受けたときは、速やかに受渡書を発注者へ提出することにより引渡しを完了するものとする。

1-5-4. 代金の支払

受注者は、契約書第 11 条第 1 項の規定に基づき代金の支払請求を行う場合には、消費税及び地方消費税を適用するものとし、発注者は契約書第 11 条第 1 項に規定された代金を受注者が指定する金融機関(日本国内の本支店)の口座に振り込むものとする。

1-6. 遅延日数の算定

契約書第 27 条第 5 項に規定する「遅延日数」は、次式により算定するものとする。

遅延日数=(納品書受領日-契約履行期間日)+(追完の納品書受領日-不合格の通知日)

1-7. 秘密保持事項

1-7-1. 目的

本調達を実施するため、秘密情報及び個人情報の取り扱いに関して、以下のとおり定めるものとする。

1-7-2. 定義

秘密保持に関する定義は、次の各号に定めるところによる。

- 一 「秘密情報」とは、業務の遂行上知り得た情報で、公知でないものをいう。
- 二 「個人情報」とは、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年 法律第 57 号)第 2 条第 1 項に規定されたものをいう。
- 三 「秘密情報」及び「個人情報」は、文章・図面・電磁的記録等の保存媒体の如何を問わない。

1-7-3. 情報の明示

発注者及び受注者は、秘密情報及び個人情報を本調達の実施のために相手方に提供する場合は、当該情報を特定し、秘密情報または個人情報であることを明示しなければならない。

1-7-4. 目的外の使用の禁止

本調達の実施のために提供された秘密情報及び個人情報を本調達の目的外に使用してはならない。

1-7-5. 取得の制限

受注者は、本調達の実施に当たり個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

1-7-6. 適切な管理

- (1) 本調達の実施に当たり知り得た秘密情報及び個人情報について、善良な管理者の注意をもって、漏えい、滅失または毀損の防止その他の適切な管理に必要な措置を講じるものとする。
- (2) 受注者は、本調達の実施に従事している者(以下「従事者」という。)に対し、(1)の措置を遵守させるための必要な措置を講じるものとする。
- (3) 監督員が求めた場合、受注者は「管理に必要な措置」について定めた文章を発注者に掲示する。

1-7-7. 利用者の制限

受注者は、本調達の実施のために開示または提供された秘密情報及び個人情報について、本調達の実施のために必要と認められる従事者以外に開示または提供してはならない。

1-7-8. 資料の持ち出しの禁止

秘密情報及び個人情報は、物的移動(複製物を作成し、複製物を移動させる場合も含む)や磁気的・電子的・ネットワーク的移動等の方法を問わず、無断で持出してはならない。

1-7-9. 複写または複製の禁止

受注者は、本調達を実施するために発注者から引き渡された秘密情報及び個人情報が記録された資料等を複写、複製または加工してはならない。ただし、あらかじめ監督員の承諾を受けたときは、この限りではない。

1-7-10. 守秘義務

本調達の実施上知り得た秘密情報及び個人情報を他に開示・漏えいしてはならない。
ただし、下記の項目に該当するものは、この限りではない。

- (1) この契約への違反によらず公知であるか、または入手後公知となった情報
- (2) 相手方より受領する以前から当事者が知っていた情報
- (3) 当該業務と無関係に、当事者が知っていた情報
- (4) 相手方の書面による同意を得て開示された情報
- (5) 法的手続き、あるいは公認会計士による監査等により当事者が開示を求められる情報

1-7-11. 契約期間終了後の取扱い

本調達の契約期間終了後、速やかに、秘密情報及び個人情報記載または記録された文章、図画、電磁的記録等の媒体(複製物及び複製物を含む。)を返還するとともに、返還が不可能または困難な媒体及び受注者の記録装置に複製された電磁的記録は、監督員の指示に従って、当該媒体を再生不可能な状態に消去または廃棄する。

秘密保持に係る規定は、法令の定めのあるものを除き、契約期間終了後もなお有効とする。

1-7-12. 第三者への委託等について

受注者は、監督員の承諾がない限り、秘密情報又は個人情報の処理に係る当該業務等の一部を第三者に委任または請け負わせてはならない。なお、発注者の承諾を得て当該業務の一部を第三者に委任または請け負わせた場合には、受注者は当該第三者に対して、秘密情報及び個人情報に係る秘密保持について、本調達における受注者の義務と同様の義務を負わせるものとする。

1-7-13. 調査及び報告

発注者は、受注者に対し、秘密情報及び個人情報の管理状況の調査を目的として、必要な範囲で本調達の履行場所に立ち入り、調査を行うことができる。

受注者は、監督員から秘密情報及び個人情報の管理状況について報告が求められた時には、速やかに監督員に必要事項を報告しなければならない。

1-7-14. 事故時の対応

受注者は、秘密情報及び個人情報の不正利用、漏えい、滅失または毀損その他の事故が発生した場合には、直ちに監督員に報告し、その対応について協議するものとする。なお、監督員は、受注者に対し問題の対処に必要な措置を求めることができる。

1-7-15. 事故時の責任分担

受注者の責に帰すべき事由により、秘密情報及び個人情報の不正利用、漏えい、滅失または毀損その他の事故が発生し、これにより発注者または第三者への損害が生じた場合には、受注者は、発注者または第三者に対し、その損害の責を負うものとする。

1-8. 疑義等の措置

本仕様書に定めのない事項、又は疑義等が生じたときは、発注者と受注者が協議するものとする。

2. 調達の細部に関する内容

2-1. 調達概要

本調達は、通行止め発生時に高速道路利用者への情報提供及び案内を行うことを目的として、恵庭インターチェンジ(以下、「IC」という)及び苫小牧西 IC に設置する簡易 LED 情報板を調達するものである。

2-2. 簡易 LED 情報板の仕様

本調達で購入する簡易 LED 情報板は、下表の仕様と同等の性能を有するものとする。ただし、外形サイズ及びバッテリーについては仕様範囲に限るものとする。

項目	仕様
外形サイズ (※バッテリーのサイズは含まない)	高さ:260cm~340cm 横:160cm~180cm 奥行:160cm~170cm
バッテリー	鉛電池 ただし下表の発光輝度を維持しながら4日間以上連続点灯可能なものとする。
バッテリー充電方式	ソーラー式
視認角	100°
画面サイズ	縦:120cm 横:120cm
画面1パネルサイズ	縦 30cm 横 30cm
発光輝度	3,500cd/m ²
表示色	赤:32 階調 緑:32 階調 青:32 階調
環境性能	・屋外使用が可能であること ・動作温度範囲: -10℃~+40℃ (但し、結露なきこと)
操作方法	スマートフォン、タブレット、パソコンによる無線通信遠隔操作が可能
赤色回転灯	無線遠隔通信操作による簡易 LED 表示板の点灯・消灯と同時に、 回転灯も点灯・消灯が可能な仕様とする。

2-3. クラウド型サービスの条件

クラウド型サービスとは、設置してある簡易 LED 情報板を無線通信遠隔操作で点灯・消灯させるため、遠隔地にある PC やスマートフォン等(以下、「操作 PC」という)の Web ブラウザからネット回線を経由し、点灯・消灯の指示(信号)を出すために用いるものをいう。条件等については以下のとおりとする。

(1)サーバーのログインについては、操作 PC の Web ブラウザからの要求により、管理サーバーで管理しているユーザー名及びパスワードをチェックし、双方が適合した場合のみ、サーバーへログインできるものとする。

(2)クラウド型サービスの更新については、必要に応じて自動で行われることとする。

(3)クラウド型サービスの利用料には、操作 PC に係る通信料を除き、利用に係る通信料を含むものとする。

また、受注者は、当該月のクラウド型サービス利用料及び支払いを、翌月、発注者に請求することができる。なお、支払いは暦の月単位とし、利用料の検測は、設計数量(台・月)で行うものとする。

2-4. 納入場所

(1)納入場所は、下表のとおりとする。

納入場所	住所	備考
恵庭 IC	北海道恵庭市牧場382	設置台数は1台とする
苫小牧西 IC	北海道苫小牧市字錦岡459-8	設置台数は3台とする

(2)納入方法は、発注者が事前に準備した架台に、仕様 2-2 に基づく簡易 LED 情報板を設置及び固定するものとする。固定に必要となる資材は、受注者が準備するものとする。また、具体的な設置箇所については、契約締結後、発注者が受注者へ指定するものとする。また、納入に際しては、点灯・通信点検も実施するものとする。

(3)上記納入に関する費用は、全て受注者の負担とする。

(4)設置及び固定にあたり必要となる交通規制は発注者が行うものとする。

(5)設置にあたり、行政手続きが必要となる場合は、受注者にて手続きを行うこととする。

2-5. 期間

2-5-1. 契約期間

契約期間は、契約締結日の翌日から 67 ヶ月間とする。

2-5-2. 簡易 LED 情報板納入期限

簡易 LED 情報板における納入期限は、契約締結日の翌日から 6 ヶ月以内とする。

2-5-3. クラウド型サービス利用期間及びデータ通信期間

簡易 LED 情報板の受渡日の翌月または、監督員の指定する月初めから 60 ヶ月間とする。

2-6. 納入に関する事項

2-6-1. 納入物

受注者は、本仕様書「2-5 期間」に規定する期限までに下表「納入物一覧表」に示す納入物を本仕様書「2-4 納入場所」へ納入すること。

納入物一覧表

番号	納入物	単位	数量	備考
1	簡易 LED 情報板(恵庭 IC 用)	台	1	
2	簡易 LED 情報板(苫小牧西 IC 用)	台	3	

2-6-2. 納入及び引渡し等

- (1) 受注者は、仕様書2-4に基づく納入が完了したときは、納入状況が分かる写真を添付したうえで、納品書(様式第1号)を発注者へ提出するものとする。
- (2) 発注者は、受注者から納品書(様式第1号)が提出された場合は、仕様書1-5-2に基づき、検査を実施する。なお、検査合格の場合には、契約書第9条第2項に基づき、認定書を受注者へ交付するものとする。
- (3) 受注者は、発注者から認定書が交付されたときは、速やかに受渡書(様式第2号)を発注者へ提出するものとする。

提出書類の様式

様式第 1 号

納品書

様式第 2 号

受渡書

※ 提出書類の様式は、すべてA4 サイズとする。

様式第 1 号

令和 年 月 日

東日本高速道路株式会社
北海道支社長 様

住所
会社等名
代表者

納 品 書

(件名) 令和 8 年度 簡易 LED 情報板購入

下記のとおり、物件の納入が完了しましたので、届け出ます。

記

品目	数量	納入場所
簡易 LED 情報板(恵庭 IC 用)	1 台	道央自動車道 恵庭 IC
簡易 LED 情報板(苫小牧西 IC 用)	3 台	道央自動車道 苫小牧西 IC

以 上

様式第 2 号

令和 年 月 日

東日本高速道路株式会社
北海道支社長 様

住所
会社等名
代表者

受 渡 書

(件名) 令和 8 年度 簡易 LED 情報板購入

納入検査に合格しましたので、引渡します。

記

品目	数量	納入場所
簡易 LED 情報板(恵庭 IC 用)	1 台	道央自動車道 恵庭 IC
簡易 LED 情報板(苫小牧西 IC 用)	3 台	道央自動車道 苫小牧西 IC

以 上